

# 令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会 売店等運営要項

## 1 趣旨

この要項は、令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会（以下「大会」という。）の参加者、一般観覧者等の便宜を図り、併せて、岩手県の物産を広くPRすることを目的として、売店等の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

## 2 実施主体

岩手県高等学校体育連盟ハンドボール専門部（以下、「高体連」という。）、令和2年度全国高等学校総合体育大会花巻市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）及び盛岡市

## 3 出店対象場所・出店期間

売店出店の対象場所は以下のとおりとする。

(1) 花巻市総合体育館（花巻市松園町50）

令和2年8月10日（月）～令和2年8月15日（土）

(2) 盛岡タカヤアリーナ（盛岡市本宮五丁目4-1）

令和2年8月10日（月）～令和2年8月11日（火）

※花巻市民体育館には売店は設けないこととする。

## 4 出店申請

売店の出店を希望するものは、令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会売店等出店申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、実行委員会に申請を行うものとする。

なお、この場合であっても施設管理者の使用許可が必要であること。

## 5 出店申請受付期間

令和2年4月1日（水）から令和2年5月29日（金）まで

## 6 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。

(2) その他、高体連及び実行委員会が特に認めるもの。

## 7 出店許可

高体連及び実行委員会は、申請内容を審査し、適当と認める場合は、令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会売店等出店許可書（様式第2号）を申請者へ交付するものとする。

## 8 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。ただし、令和2年度全国高等学校総合体育大会ナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。(令和2年度全国高等学校総合体育大会ナショナルスポンサーは別添一覧表のとおり。)

### (1) 食品

原則として売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされている次のものとする。

#### ア パン類（調理パンを除く）及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

#### イ 飲料水類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ただし、清涼飲料水類については、令和2年度全国高等学校総合体育大会のナショナルスポンサー契約を締結している大塚製薬株式会社の製品に限定する場合があるが、果汁100%飲料、乳飲料、氷菓、地元特産品としてのお茶及びジュースは例外とする。

#### ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

#### エ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造及び包装されているもので、常温で保存できるもの。

### (2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

### (3) スポーツ用品、記念バッジ類

### (4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要と思われる最小限のもの。

## 9 食品の販売

(1) 食品を販売する売店を出店許可する場合は、設置場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店にはその届出書を掲示しなければならない。

(4) 食品の販売における食品衛生対策については、「令和2年度全国高等学校総合体育大会岩手県食品・環境衛生実施要項（以下、「実施要項」という。）」によるものとする。

(5) 高体連及び実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要項に規定する計画書を大会開催の2ヶ月前までに、所轄の保健所に提出するものとする。

(6) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

## 10 出店の開設時間

高体連及び実行委員会が指定する開設時間とする。

## 11 出店の規模及び方法

高体連及び実行委員会が指定する規模及び方法とする。

## 12 経費負担

売店等の設置（テント等必要物品の手配も含む。）、管理運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、原則として出店者が負担するものとする。

## 13 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、交付された売店等出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に  
出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、常にIDを着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しないこと、および次のイからキまでに掲げる  
ものが、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、高体連及び実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めない。
- (14) 商品及びテントの管理は、出店者の責任とする。
- (15) 天候の悪化等の事情により、高体連及び実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については補償を一切行わない。
- (17) 高体連、実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

#### 14 許可の取り消し

出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不適当と認められるときは、高体連及び実行委員会にて協議の上、出店許可を取り消しすることができるものとする。

#### 15 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

#### 16 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、高体連または実行委員会の検査を受けなければならない。

#### 17 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、高体連及び実行委員会は一切その責を負わない。

#### 18 報告

高体連及び実行委員会において、売店等の出店許可をした場合は、大会開催前までに出店許可報告書（様式第3号）を令和2年度全国高等学校総合体育大会岩手県実行委員会に提出するものとする。

#### 19 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別途協議の上決定するものとする。